

12月1日は世界エイズデー

令和4年は全国で新たに884人のHIV感染者・エイズ患者が報告をされました。鳥取県でも毎年数人の発生が報告されています。

HIV感染を早期に発見し早期に治療を開始・継続すれば、エイズの発症を防ぐことができ、感染判明前と同じ生活を送ることが期待できるようになりました。また、治療を続け、体内のウイルス量が減少すれば、他の人への感染リスクは大幅に低下することも確認されています。

自分と大切な人を守るために、HIV検査を受けましょう

保健所のエイズ検査は、無料・匿名です！

◆検査内容：HIV検査

※性感染症（梅毒・クラミジア）の検査もできます。

【定例検査】第2・第4月曜日（祝日は翌日実施）午後1時30分～3時30分（要予約）

※12月11日（月）は正午～午後3時30分に時間を拡大!! エイズ検査のみ当日中に結果がわかる迅速検査も実施します。

◆検査対象：住所関係なく受けられます。（感染の可能性がある機会から、3ヶ月経過後の検査をお勧めします。）

問合せ先・相談先

鳥取市保健所保健医療課

☎0857-30-8533

智頭町内の 農業者の 皆さまへ

化学肥料低減定着対策事業のお知らせ

本事業は、国が肥料価格高騰対策事業の一環として「化学肥料の使用量の2割低減に向けた取り組み」の定着に向けた地域の取り組みを支援するものです。

支援内容

ペレット状など粒状に形成された堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料を自らが施肥するために購入した場合、その金額に応じて、購入額の一部を支援します。支援単価は200円/20kgです。

支援対象

支援内容が承認された日（※）から令和6年1月31日までに購入した対象肥料

※支援内容については鳥取県農業再生協議会からの承認待ちです（11月9日時点）。

申込み期間

令和6年2月9日（金）まで

申込みに必要な書類

①化学肥料低減定着対策事業交付金交付申請書兼請求書

②対象肥料の肥料費を支払った、または支払い義務が生じていることを証明する書類（領収書または請求書）

☆「化学肥料低減定着事業交付金交付申請書兼請求書」の様式は、智頭町のHPからダウンロードできるほか、智頭町農業再生協議会の窓口から入手可能です。

☆詳細については智頭町HPをご確認ください。

申込み先 智頭町農業再生協議会（JA智頭支店3階）